

# 業務委託共通仕様書

## 第1節 総 則

### (一般事項)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立循環器・呼吸器病センター（以下「甲」という。）が委託する業務（以下「委託業務」という。）の適正を期するため委託業務に必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、図面、設計書及び特記仕様書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところにより委託業務を履行するものとする。

### (提出書類)

第3条 乙は、指定の期日までに、甲の定める様式により別表の書類を提出しなければならない。

2 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託業務関係書類を常に監督員に提出できるように整備しておかなければならない。

### (疑義)

第4条 乙は、図面、設計書及び特記仕様書等に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、甲、乙協議するものとする。

## 第2節 安全管理

### (一般事項)

第5条 乙は、委託業務現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、足場及び標識等を設けなければならない。

2 乙は、薬品油類、電気等の危険物を使用する場合は、その選定、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全の対策を講じなければならない。

3 豪雨、出水、その他の災害に対しては、十分な注意を払い、常にこれに対処できるように準備しておかなければならない。

### (事故の防止)

第6条 乙は、委託業務の実施に必要な安全管理者、作業責任者等を配置して、安全管理と事故防止に努めなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、機械器具の点検整備を行い、取扱いに当たっては十分注意の上操作し、事故を未然に防止しなければならない。

### (異状及び事故報告)

第7条 乙及び乙の現場責任者は、委託対象に異状を認めた場合、直ちに監督員に通報しなければならない。

2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに監督員及び関係者に通報しなければならない。

なお、乙は事故の状況を記した書類を監督員を経由して甲に提出しなければならない。

(後片づけ等)

第8条 乙は、委託業務の完了までに委託業務現場内の機材、仮設備等を撤去するとともに清掃し、施設に損傷を与えた場合は修復しなければならない。

2 乙は、委託業務の履行中、常に、委託業務現場内の整理整頓をしなければならない。

### 第3節 委託業務の実施

(委託業務実施基準)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たって、関係法令を遵守すること、特に、関係法令に定められた諸手続き(許可、届出等)を遅滞なく行うものとする。

2 乙は、監督員の承認を受けた工程表、実施計画書に従い、委託業務の円滑な進行と適正な管理を行わなければならない。

3 乙は、委託業務実施に際し、騒音、振動、悪臭等公害の発生を防止し、現場付近居住者との間に紛争を起こさないよう、常に配慮しなければならない。

4 乙は、実施区域全般にわたる地上施設、地下埋設物等を確認し、委託業務実施に支障のある場合は、速やかに監督員に連絡し、その指示を受けるものとする。

5 乙は、委託業務実施の就業時間については、あらかじめ甲と協議するものとする。

6 乙は、契約の履行を期するため、委託業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

(服装、規律)

第10条 乙は、委託業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

(1) 作業に適した服装を着用すること。

(2) 勤務中は、礼儀正しく品行をつつしみ応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動がないこと。

(3) 勤務中に飲酒しないこと。又、酒気をおびて勤務しないこと。

(4) 所定の場所以外での喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

(5) 名札を着けること。

(委託業務実施記録)

第11条 乙は、現場責任者に実施した日の委託業務実施状況を記録させ、原則として翌日監督員に提出しなければならない。

(委託業務実施上の留意事項)

第12条 委託業務の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 火気の使用に当たっては十分注意すること。

(2) 電力、ガス、水の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(3) 衛生に留意すること。

(関連委託業務等の調整)

第13条 甲は、乙の実施する委託業務が、甲の発注に係る第三者の実施する他の委託業務又は工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い、第三者の行う委託業務又は工事の円滑な実施に協力しなければならない。

(負担区分)

第 14 条 業務履行のため乙が使用する電力、ガス、水道及び電話の料金の負担は、履行場所における最小限度のものについて甲が負担するものとし、業務履行に必要な器具、報告書及び消耗品は乙の負担とする。

なお、特記仕様書等で負担区分が明記してあるものについては、その負担区分によるものとする。

(貸与品)

第 15 条 甲は、甲から乙へ貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)については、品名、数量、品質及び規格又は性能を明示し、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸与品の引き渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは甲が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

#### 第 4 節 検 査

(検査)

第 16 条 委託業務が完了したときは、契約書別添第 10 条に基づき委託業務完了通知書を遅滞なく提出し、検査を受けるものとする。

#### 第 5 節 感 染 管 理

(医療安全対策への協力)

第 17 条 乙(委託業者)は甲(病院)が行う医療安全対策研修への参加及び医療安全対策への取り組みに協力するものとする。

別表

番号	名 称	摘 要
1	現場責任者・技術管理者通知書	契約の日から7日以内
2	委託業務工程表・実施計画書	同 上
3	委託業務従事者名簿	
4	打合せ議事録	
5	支給材料受領・返納書	
6	貸与品借用書	
7	委託業務完了通知書	
8	委託業務日報又は月報	
9	委託業務報告書	
10	委託業務記録写真	
11	委託業務完了払請求書	
12	事故報告書	
13	資格証明書	
14	その他必要なもの	

提出書類は、監督員の指示のとおりとする。

# 植栽管理業務特記仕様書

この業務は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び職員公舎の快適な環境の確保を図るため、植栽の管理を行うものである。この仕様書は、「植栽管理業務」の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

## 1 業務場所

### (1) センター

埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6                      埼玉県立循環器・呼吸器病センター

### (2) 公舎(江南)

埼玉県熊谷市板井 1 6 5 9 - 1              A 公舎

埼玉県熊谷市板井 1 6 5 9                  B 公舎

埼玉県熊谷市板井 1 6 6 0 - 1              C, D, E 公舎

### (3) 公舎(末広)

埼玉県熊谷市末広 2 - 2 9                  熊谷公舎

埼玉県熊谷市末広 3 - 1 - 1 0              病院長級公舎

埼玉県熊谷市末広 3 - 1 - 9                副病院長級公舎

## 2 業務内容

乙は、この業務を行うため、植栽技術を有する者を現地に派遣し、植栽管理要領に基づき次のとおり実施すること。

### (1) センター

#### ア 樹木管理

刈り込み                                      3, 4 1 2 m<sup>2</sup>              年 1 回(甲の指示する時期)

剪定    7 0 本                  年 1 回( " )

人力除草                                      3, 4 1 2 m<sup>2</sup>              年 2 回( " )

#### イ 芝生管理

刈り込み                                      7 7 3 m<sup>2</sup>              年 4 回(甲の指示する時期)

#### ウ 林地管理

草刈り    5, 2 2 8 m<sup>2</sup>              年 3 回(甲の指示する時期)

#### エ 裸地管理

草刈り    6, 1 0 6 m<sup>2</sup>              年 3 回(甲の指示する時期)

#### オ 害虫等防除管理

害虫等の発生(被害)状況調査              年 6 回(甲の指示する時期)

(2) 公舎(江南)

ア 樹木管理

刈り込み	787m <sup>2</sup>	年1回(甲の指示する時期)
剪定	79本	年1回( " )

イ 除草管理

人力除草	2,000m <sup>2</sup>	年2回(甲の指示する時期)
除草剤散布	2,000m <sup>2</sup>	年1回(甲の指示する時期)

(3) 公舎(末広)

ア 樹木管理

刈り込み	159m <sup>2</sup>	年1回(甲の指示する時期)
剪定	32本	年1回( " )

イ 芝生管理

刈り込み	100m <sup>2</sup>	年1回(甲の指示する時期)
------	-------------------	---------------

ウ 除草管理

人力除草	253m <sup>2</sup>	年1回(甲の指示する時期)
------	-------------------	---------------

3 実施計画表、防除作業計画書及び完了報告書の提出

乙は、契約締結後、速やかに実施計画表及び防除作業計画書を甲に提出し承認を得るものとする。また、防除作業を実施したときは、速やかに作業実施報告書を甲に提出する。業務終了後は、業務実施前後の写真を貼付した完了報告書を甲に提出する。

4 負担区分

この業務に使用する機器、工具、燃料、運搬、焼却等の場外処分及び書類等の消耗品等は、すべて乙の負担とする。

## 植栽管理要領

### 1 樹木管理

#### (1) 刈り込み

ア 樹木の特性に応じて、切りつめ、中すかし、枯れ枝の除去等を行う。

イ 冗枝、徒長枝等を選定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面刈り込み天端をそろえる。

ウ 刈り込みで発生した枝等は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

#### (2) 剪定の対象枝

ア 枯れ枝

イ 生気の止まった弱った小枝（弱小枝）

ウ 著しく病害虫に侵されている小枝（病害虫枝）

エ 通風、採光、架線及び通行の障害となる枝（障害枝）

オ 折損によって、危険をきたす恐れのある枝（危険枝）

カ 樹冠、樹型及び生育上不要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

#### (3) 剪定

ア 剪定は修形上規格形にする必要がある場合を除き、自然型仕立てとする。

イ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切る」等は原則として行わない。

ウ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。

エ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように、切断予定箇所の数10cm上から、あらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除する。また、太枝の切断には必要に応じて、監督員の指示により防腐処理を行う。

オ 主として、新生枝を樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向き芽（原則として、外芽、ヤナギなどは内芽）とする。

カ こみすぎた部分の中すかしのため及び樹冠の形成構成上、不必要な枝（冗枝）等を、その付け根から切り取る。

キ 剪定で発生した枝等は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

#### (4) 人力除草

ア 除草は、樹木、施設等を損傷しないように注意し行う。

イ 除草した草は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

### 2 芝生管理

#### 刈り込み

ア 刈り込みは、芝生内にある樹木、施設等を損傷しないように注意し刈りムラ及び刈り残しのないように均一に刈り込む。

イ 刈り取った芝は指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

### 3 林地管理

#### 草刈り

ア 肩掛け式草刈り機を用いて、地際より刈り取る。また、甲の指示する樹木等は、残すようにする。

イ 林内の枯れ枝樹木にからんだツル性雑草等も除去する。

ウ 刈り草は、指定箇所にまとめて場外処分とする。二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

### 4 裸地管理

#### 草刈り

ア 肩掛け式草刈り機を用いて、地際より刈り取る。

イ あらかじめ、空き缶等障害物を取り除いておく。

ウ 刈り草は、指定箇所にまとめて場外処分とする。二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

### 5 害虫等防除管理

#### (1) 防除作業計画書の作成

乙は、防除対象樹木等を調査し、防除対象範囲の絞り込み、病虫害の管理基準、生息実態調査の方法、病虫害の発生(被害)を確認した場合の対処法など具体的な防除作業計画書を作成するものとする。

#### (2) 病虫害の発生(被害)状況調査

乙は、防除作業計画書に基づき、定期的に目視等による病虫害の発生(被害)状況調査を行うものとする。

### 6 除草管理

#### 人力除草

1(4) 人力除草に準ずる。

### 7 その他

枯れ枝及び老朽化した支柱等がある場合は、適宜、場外撤去処分とする。